

3 騒音

○ 令和5年度自動車騒音常時監視調査

◆ 自動車騒音常時監視調査

自動車騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、自動車騒音に係る要請限度の超過状況を把握するため、騒音調査を行いました。

・ 調査結果

道路名	調査地点	調査期間
県道力石名古屋線	長久手市杵ヶ池	R6.1.10～R6.1.11
春日井長久手線	長久手市岩作長池	R6.1.10～R6.1.11

・ 評価(LAeq) (注)○要請限度以下 ×要請限度超過

時間帯	県道力石名古屋線(杵ヶ池)		瀬戸大府東海線(山野田)	
	昼間	夜間	昼間	夜間
要請限度	75dB	70dB	75dB	70dB
測定結果	72dB	66dB	64dB	55dB
評価	○	○	○	○

(参考)自動車騒音に係る要請限度 (昼間:7時から20時 夜間:20時から翌朝7時)

区域区分	時間の区分	道路に面する区域		幹線道路近接区域
		1車線	2車線以上	
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域	昼間	65dB	70dB	昼間 75dB 夜間 70dB
	夜間	55dB	65dB	
第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域	昼間	65dB	75dB	
	夜間	55dB	70dB	
近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	昼間	75dB	75dB	
	夜間	70dB	70dB	

※ 要請限度とは、自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度。

<自動車騒音に係る環境基準>

騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

地域類型		環境基準 (LAeq)		幹線交通を担う道路に近接する空間
第1種低層住宅用専用地域 第2種低層住宅用専用地域 第1種中高層住宅用専用地域 第2種中高層住宅用専用地域	左記のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	60dB以下	昼間 70dB以下 夜間 65dB以下 (全地域共通) ※備考参照
		夜間	55dB以下	
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	左記のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB以下	
		夜間	60dB以下	
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	左記のうち、車線を有する道路に面する地域	昼間	65dB以下	
		夜間	60dB以下	

※ LAeq:「等価騒音レベル」(Equivalent continuous A-weighted sound pressure Level)

騒音レベルが、騒音時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したもの。